

枚方市議会定例会議案書
(令和8年3月定例会)
(追加③)

目 次

議案第124号	令和7年度大阪府枚方市一般会計補正予算(第13号)	…	1
議案第125号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	…	3

令和7年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第13号）

令和7年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和8年（2026年）3月27日提出

枚方市長 伏見 隆

第1表 繰越明許費補正

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
7. 土木費	(4) 都市計画費	御殿山小倉線整備事業	-	60,000
合計			10,059,618	10,119,618

議案第 125 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）3 月 27 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 教員特殊業務手当を見直すため。

枚方市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年枚方市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項の表7の項中「4時間」を「3時間」に、「3,600円」を「3,900円」に改め、同表8の項中「4時間」を「3時間」に、「1,800円」を「2,600円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新（改正後）			旧（現 行）		
（教員特殊業務手当） 第12条 〔略〕 2 前項の手当の額は、当該業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。			（教員特殊業務手当） 第12条 〔略〕 2 前項の手当の額は、当該業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。		
項	業 務	額	項	業 務	額
7	第1項第3号に掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が <u>3時間以上</u> (2) 半日勤務日において正規の勤務時間以外の時間に従事した時間が <u>3時間以上</u>	<u>3,900円</u>	7	第1項第3号に掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が <u>4時間以上</u> (2) 半日勤務日において正規の勤務時間以外の時間に従事した時間が <u>4時間以上</u>	<u>3,600円</u>
8	第1項第3号に掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が2時間以上 <u>3時間未満</u> (2) 半日勤務日において正規の勤務時間以外の時間に従事した時間が2時	<u>2,600円</u>	8	第1項第3号に掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が2時間以上 <u>4時間未満</u> (2) 半日勤務日において正規の勤務時間以外の時間に従事した時間が2時	<u>1,800円</u>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）						
<table border="1"><tr><td data-bbox="217 288 275 336"></td><td data-bbox="275 288 786 336">間以上 3 時間未満</td><td data-bbox="786 288 1104 336"></td></tr></table>		間以上 3 時間未満		<table border="1"><tr><td data-bbox="1178 288 1236 336"></td><td data-bbox="1236 288 1747 336">間以上 4 時間未満</td><td data-bbox="1747 288 2065 336"></td></tr></table>		間以上 4 時間未満	
	間以上 3 時間未満						
	間以上 4 時間未満						